# 企業立地優遇制度

### ~融資と支援制度~

#### 制度融資

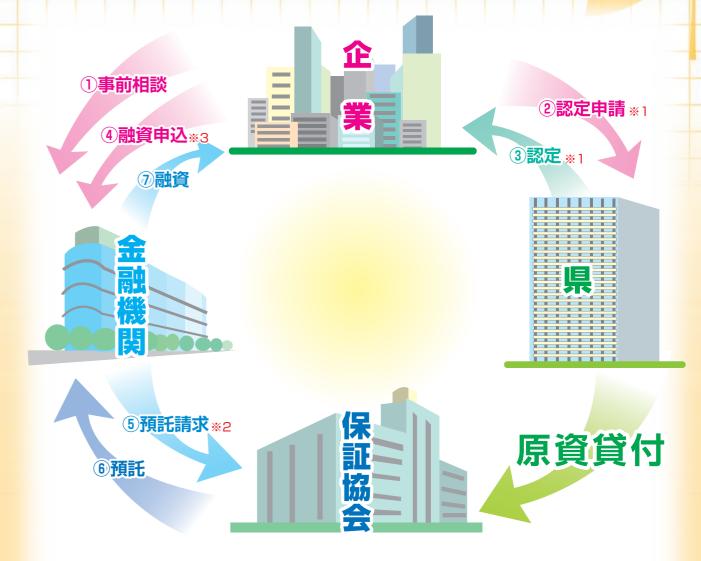
_				
	融資の名称	産業立地促進資金		
	融資の種類	新規立地促進融資 		グローアップ融資
	融資対象	各種法令等に基づく県内工 場適地等(知事特認の対象 となる産業団地等を除く) に工場等を新設するもの	地方公共団体、地方公共団体が出資する法人又は国等により取得又は造成された県内の産業団地等に工場を新設するもの	とちぎ新事業創出事業環境 整備構想に定める重点6分 野等の成長分野における先 進性のある大規模投資又は 雇用創出等地域経済への波 及効果の大きい大規模投資
	融資限度額	10億円	20億円	5億円 ※下限5千万円超
	融資期間	12年以内(うち据置2年以内)	<b>15年以内</b> (うち据置3年以内)	12年以内(うち据置2年以内)
	融資利率(固定)	保証協会の保証を付す場合、 年1.9%以内 (責任共有制度対象外) 年2.1%以内 (責任共有制度対象) 保証協会の保証を付さない場合、 年2.4%以内	保証協会の保証を付す場合、 年1.4%以内 (責任共有制度対象外) 年1.6%以内 (責任共有制度対象) 保証協会の保証を付さない場合、 年1.7%以内	保証協会の保証を付す場合、 年1.7%以内 (責任共有制度対象外) 年1.9%以内 (責任共有制度対象) 保証協会の保証を付さない場合、 年2.1%以内
	着工前の 承 認	_	必要	必要
	取扱する 金融機関	栃木県内に営業店を有する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫		
	資金の使途	①土地の購入資金(土地取得後、3年以内に操業を開始するものに限ります) ②工場等の建築資金 ③機械等の購入資金(新規に限ります)		①工場等の建築資金 ②機械等の購入資金 (更新は対象外です)
	融資実行・ 返済方法等	融資実行及び返済方法等その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります		

※新規立地促進融資とグローアップ融資の併用はできません。

※植物工場に関する保証協会の保証の取扱いについては、保証協会にご確認ください。

## Good Treatment

#### 融資までの主な流れ



- ※1 知事特認を除く新規立地促進融資を受ける場合には、県への認定申請及び県の認定は不要
- ※2 信用保証協会の保証を付す場合には預託請求と併せて保証依頼
- ※3 工事の着工前に、必要書類を添えて融資申込

知事特認及びグローアップ融資において、その対象となるか否かは県が審査を行い ますが、融資実行が可能か否かは金融機関の判断となります。

まずは金融機関にご相談願います。

取扱する金融機関は、栃木県内に営業店を有する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫です。

(栃木県内に営業店を有している場合、県外の支店等を通しての融資についても活用いただけます。)

## とちぎの「立地企業補助制度」

#### 最大30億円を補助

〈R6拡充〉特定重要物資のうち 半導体・蓄電池関連企業は 最大70億円!

栃木県企業立地・集積促進補助金 県内産業団地等の土地や建物を取得した場合 栃木県産業定着集積促進支援補助金 既存工場等の新増設、建替等を行う場合

- ① 土 地 : 不動産取得税課税標準額の 3% 【企業立地・集積促進補助金のみ】
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け生産体制の見直し・強化を図る企業(製造業に限る。)、 食品関連企業及び、国のグリーン成長戦略14分野のうちカーボンニュートラル実現に資する投資を 行う企業は5%

#### 〈令和6年度拡充〉

- ☆ 特定重要物資等の安定供給確保の実現に資する投資を行う企業は5%
- ②建物 : 不動産取得税課税標準額の 4% 【下線は企業立地・集積促進補助金のみ】
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け生産体制の見直し・強化を図る企業(製造業に限る。)、 食品関連企業(県内に本社を置く中小企業に限る。)、国のグリーン成長戦略14分野のうち カーボンニュートラル実現に資する投資を行う企業は5%

#### 〈令和6年度拡充〉

☆ 特定重要物資等の安定供給確保の実現に資する投資を行う企業は5%

③生産設備 : 投資額が30億円を超えた場合に一部を補助

※食品関連企業の場合:30億円の下限を撤廃し、生産設備に係る投下固定資産額の5%を補助

## とちぎの「オフィス等立地補助制度」

#### 本社機能等立地支援補助金

#### マロス (令和6年度新規) 女性活躍オフィス立地・拡大補助金

#### 〈目的〉

・<u>栃木県内に新たに本社機能等を設置</u>する企業を 対象に賃借料を補助

#### 〈補助要件〉

- ・次のいずれかに該当すること
- ①地域再生法の「地方活力向上地域等特定 業務施設整備計画」の認定を受けた事業者 (<u>県外から特定業務施設(事務所、研究所、</u> 研修所)を県内に移転する事業者に限る。)
- ※賃借料に係る契約を締結する前に、「整備計画」の 認定及び事前届出書を提出すること
- ②県外に本社のある企業(直近決算期の売上 高100億円超の企業に限る。)

・補助額 : 賃借料の2/3以内

·限度額 : 500万円/年

•補助期間:3年以内

#### 〈目的〉

・県内の女性雇用創出のため本県への情報通信業等のオフィス設置・拡大に係る賃借料、通信料及び新規女性雇用に対する人件費を補助

#### 〈補助要件〉

- ・次の要件を全て備えていること
- ①県内在住の女性を1人以上新規雇用すること
- ②被雇用者を5人(中小企業者は3人)以上配置すること
  - ※既立地企業がオフィス拡大をする場合は被雇用者 を5人(中小企業者は3人)以上増加すること
- ③賃借期間が原則、2年以上であること
- ④主たる業種が「情報通信業」または創業10年以内の スタートアップ企業であること
- ⑤オフィス拡大の場合は県内での県内での操業が 5年以上であること

・補助額 :賃借料の1/2以内(上限額300万円)

通信料の1/2以内(上限額60万円)

県内新規女性雇用者 30万円/人

•補助期間:2年以内